

議案第52号

つくば市産業用地創出推進基金条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年9月2日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市産業用地創出推進基金条例

(設置)

第1条 産業用地の創出及び企業の立地を推進する事業の財源に充てるため、つくば市産業用地創出推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及

び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、産業用地の創出及び企業の立地を推進する事業の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

産業用地の創出及び企業の立地を推進する事業の財源に充てる基金を設置するため、この条例案を提出するものである。

議案第 52 号

つくば市産業用地創出推進基金条例についての説明資料

つくば市経済部立地推進課

○ 制定・改廃の経緯及び内容

市の認定する産業用地整備を行う民間事業者及び立地企業への支援に当たり、資金を積み立てることで、財政負担の平準化を図るため基金条例の制定を行うもの

○ 他自治体の状況等

- ・牛久市企業誘致事業等推進基金条例
- ・茨城町企業立地促進基金条例

○ 上位計画又は関連計画等

特になし。

○ 根拠法令及び関係法令等

特になし。

○ 条例の施行により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

不足している産業用地の早期創出に向けて、市が認定する産業用地を整備する民間事業者に、道路、上・下水道施設、公園などの公共施設等の整備費及び立地企業への支援をするために、資金を基金に積み立てることで財政負担の平準化を図り、もって市の財政健全化に資する。